

別記

「Hello! NEW ニイハマ写真部企画運営業務」事業委託仕様書

1 業務名

「Hello! NEW ニイハマ写真部企画運営業務」

2 業務目的

新居浜市シティブランド戦略に基づくイベントや広報活動等を推進しており、本事業を通して市民自ら新居浜市の魅力や個性を発見・発信する機会を提供することで、市民とともにSNSを活用して情報発信し、新居浜市のイメージを高めていくことを目的とする。また、本市の魅力が人から人へ伝わり、つながりを生む仕組みを構築することを期待するものである。

3 契約期間

業務委託契約締結日から令和4年2月28日まで

4 業務内容

(1) 「まち歩き撮影会」全2回の企画及び運営管理

ア まち歩き撮影会の参加者が新たな新居浜の魅力を再発見できるテーマまたはエリアとすること。

イ 季節や状況に応じた距離・規模・内容にすること。

ウ 写真家による撮影レクチャーを行い、まち歩き案内人による新居浜レクチャーを行うこと。

エ 事業実施にあたり、十分な安全管理体制を整えること。

(2) メディアと連携するなどして、まち歩き撮影会の参加者が撮影・投稿したもの、および「#ニイハマ写真部」による情報発信を広く浸透させるためのPR事業。なお、SNSのフォロワー数増加につながるものとする。

(3) 事業実施に伴う地元住民・地元事業者・関係機関との交渉調整

(4) 事業実施に伴う備品・広報物の制作（撮影・デザイン・印刷含む）

(5) 事業実施に係る報告

ア 事業実施における一連の活動内容及び活動成果がわかる実施報告書（様式自由）を作成し、本市へ提出すること。

イ 事業実施において使用した一連の制作物について、本市へ提出すること。

5 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- | | |
|----------------------------|----|
| (1) 委託業務完了報告書 | 1部 |
| (2) 事業実施報告書 | 1部 |
| (3) 事業実施に伴って作成した物品・印刷物・資料等 | 1式 |
| (4) 上記に係る電子データ一式 | |

6 成果品の納品場所

本業務の成果品の納入先は、新居浜市役所企画部地方創生推進課とする。

7 成果品の帰属等

本業務における成果については、全て本市に帰属するものであり、本市の承認を得ずに複製したり、他に公表してはならない。

また、履行に当たり、第三者の著作権等に抵触、又は損害が生じた場合には、受託事業者の責任において処理するものとする。

8 留意事項

この仕様書は、本市が想定する最低限の業務の概要を示すもので、受託事業者の提案内容を制限するものではない。

9 その他

- (1) 受託事業者は、業務着手前に本業務に係る作業方針を提示し、本市の承諾を得ること。
- (2) 本業務の実施に当たっては、本市と十分に協議するとともに、業務進行の状況について随時報告すること。
- (3) 本業務の実施にあたり、必要に応じて本市が要請を行った場合には、確実に連絡及び対応が可能となる体制を整えておくこと。
- (4) 本業務に係る必要な物品等については、受託事業者が用意すること。
- (5) 受託事業者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならないこと。
- (6) 本仕様書に明記されていない事項、又は業務実施に際して疑義が生じた場合は、本市と協議の上、その指示に従うこと。

(参考) スケジュールイメージ

時 期	内 容
令和3年8月	契約締結/第1回準備（調査・交渉・企画・制作・準備・募集）
令和3年9月～10月	第1回実施運営/P R事業準備
令和3年11月～12月	P R事業準備及び実施運営/第2回準備
令和4年1月	第2回準備及び実施運営
令和4年2月	委託業務完了報告書等納入
随 時	事業実施に伴う事務協議、助言、支援など